

# 特別免許状に係る教育職員検定基準

山口県教育委員会

特別免許状は教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当せず、次の1～4のすべての基準を満たすと認められる者について授与する。

## 1 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能について

(検定基準) 次の①～③のいずれかに該当する者であること

- ① 学校教育法第1条に規定する学校等における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。
- ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。
- ③ 優れた知識経験等を有する者。
  - ・教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者
  - ・修士号、博士号等の学位を有する者（原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的知識等を備えていること）等

(確認書類) 公的資格や免許等を証明する書類、実地に関する証明書、推薦書

## 2 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見について

(検定基準) 教育職員として適格な人材であること

(確認書類) 推薦書、人物に関する証明書

## 3 教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があるとする旨の推薦の妥当性について

(検定基準) 教育課程への位置付けがあり、専門性、特殊性を求める場合等、必要性が認められること

(確認書類) 推薦書

## 4 身体について

(検定基準) 教員の職務遂行上で支障ないと認められる健康状態であること

(確認書類) 健康診断書

### 附則

この基準は、令和6年12月26日から施行する